

第2回姫路市自治基本条例検討懇話会 決定事項

1 日時

平成23年10月6日（木） 10時00分～12時05分

2 場所

姫路市役所 本庁舎 9階 902会議室

3 審議手順

姫路市自治基本条例に盛り込む構成要素を選定するため、事務局から資料1「先行都市における自治基本条例の構成要素一覧」の事務局案を説明し、各委員からの意見をいただくという形式で審議を行った。

4 審議結果

以下を除き、概ね資料1に掲載されている事務局案が了承された。

《事務局案から変更となった構成要素》

構成要素	事務局案	審議結果	委員意見（要旨）
公益通報 (資料1 P8)	×	○	・ 自治基本条例で規定し、詳細は別途条例で定めるという置き方があるので、項目として挙げて欲しい。
子どもの参画 (資料1 P9)	×	○	・ 子どもは自ら求めるものではないので、大人が引っ張っていくことが必要である。 ・ 子どもたちが、将来大人になった時に、市政に積極的に参画するよう育成することについての記述が必要である。

5 要望事項

意見交換において、委員から次の要望事項があり、これらについては改めて検討することとなった。

- (1) 市民参画の手法を充実させること
- (2) 懇話会委員の理解を深める勉強の機会を作ること
- (3) 構成要素に対応する市の条例等について資料を作成すること